

公職選挙法改正に関する声明文

- 1 . 本日、衆議院本会議において、選挙運動期間中に、政党の政権公約（マニフェスト）を記載した冊子の配布を可能とするための公職選挙法の改正が可決された。同法の改正により、次の総選挙を政党間における政権公約（マニフェスト）の競い合いとするための最低限の条件は、とりあえず確保される見通しとなった。限られた時間の中で、同法の改正に取り組みられた各党関係者、とりわけ、政権公約推進議員連盟の尽力に、心から敬意を表するものである。
- 2 . ただし、課題も残されている。たとえば、われわれが本年9月4日に公表した緊急提言では、政権公約を記載した冊子の配布方法に制限を設けなかったが、今回の法改正では、頒布は法定ピラと同様の方法に限定された。このため、実際問題として、一般有権者がどの程度冊子を容易に入手できるのか、また討論や検討のためにどの程度活用できるのかについては、大いに疑問の残るところである。この点について各党関係者は、法改正が求められた本来の趣旨に沿うような形で、さらにその運用のあり方を詰めておく必要がある。
- 3 . また、われわれは、今臨時国会の審議日数がきわめて限られたものであることを踏まえ、「政権公約を記載した冊子の頒布を可能にすること」のみに絞り、改革を求めてきたが、総選挙を名実ともに政権公約を中心とする政権選択の場とするには、たとえば、政権公約の普及のためのインターネットの解禁、政権公約をテーマとした第三者主催の公開討論会の解禁、政権公約の普及、頒布等のための戸別訪問の解禁などについても、実現する必要がある。この点について各党関係者ならびに政権公約推進議員連盟は、今回の総選挙後にあらためて見直しをおこない、さらなる環境整備に努めるべきである。

平成 15 年 10 月 3 日

新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）

代表 佐々木 毅
代表 茂木 友三郎
代表 北川 正恭
代表 西尾 勝